

図書館法 60 周年と新しい図書館の発展

葉袋秀樹

(筑波大学大学院図書館情報
メディア研究科教授)

はじめに

図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)が制定されたのは昭和 25 (1950) 年で、今年で 60 年が経ちました。ここでは、この 60 年間の図書館の発展と今後の課題について述べたいと思います。

図書館サービスの到達点

この 60 年間、わが国の図書館は著しい発展を遂げ、大きく変化してきました。それは、図書館の数や貸出冊数の増加に現れています。また、地域の課題解決支援サービスに取り組んでいる図書館は、地域の人々や団体と連携・協力して、専門的な情報を提供して、地域社会に貢献しています。

最近では、地方自治関係者の間で、図書館が地域社会や住民の課題解決を支援する機能を持ち、まちづくりにおいて大きな役割や可能性を持っていることが認められています。これは、図書館が地域の課題解決に必要な資料や情報を提供することができるからです。

ここに、最近の図書館による課題解決支援サービスの取組の影響を見ることができます。この背景としては、経済の低成長化や人口の高齢化等に伴い、地域社会や人々がさまざまな課題に直面するようになったこと、これらの課題の解決を図るために、人々が知識や情報を必要としていることがあります。

図書館法と戦後の図書館活動

図書館法が制定された時期は、戦後復興期で、国の財政が困難であったため、まず制度を確立し、次に予算の増加をめざすことになりました。そのため、図書館法は、おもに図書館のサービスや運営の在るべき姿について定めています。図書館法の規定のもっとも重要な点は、それまでの日本の図書館が入館料等を徴収していたのに対して、図書館の無料制を定めたことです。

図書館法制定後、しばらくは、図書館サービスの試行錯誤の時期が続きました。その後、図書館職員は、図書館法の内容の先進性に注目し、法の規定を目標に、よりよい図書館サービスに向けて努力するようになりました。

1960 年代後半からは、貸出サービスに

[以上、p. 29]

力を入れるようになり、利用者が大幅に増加しました。このため、日本経済の高度経済成長も相まって、1970 年代以後図書館が急速に増加し、利用者や貸出冊数が順調に増えて行きました。

しかし、1980 年代には、社会状況の変化に伴い、図書館に対しても、運営の効率化とより高度なサービスが求められ、図書館はさまざまな課題に直面するようになりました。

審議会・協力者会議の報告

これらの課題に応えるため、1980 年代後半以後、文部省(文部科学省)の審議会や協力者会議が図書館の在り方に関する検討を開始しました。

この最初の報告が、昭和 63 (1988) 年の社会教育審議会社会教育施設分科会「新しい時代(生涯学習・高度情報化の時代)に向けての公共図書館の在り方について—中間報告」です。これ以後、職員の養成や情報技術の活用等に関する報告が次々と発表されるように

なりました。

1990年代に入ると、図書館では、これらの報告を参考に、新しいサービスに取り組むなど、さまざまな改革が行われるようになりました。このような取組を反映して、平成13（2001）年に、念願の「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（以下「望ましい基準」という）が大臣告示されました。

そして、平成18（2006）年に、これからの図書館の在り方検討協力者会議から『これからの図書館像～地域を支える情報拠点をめざして～（報告）』が発表されました。

これは、「望ましい基準」を踏まえつつ、全国の図書館の先進的な活動事例をもとに、従来の貸出サービスを維持しながら、地域の課題解決を支援する新しいサービスを行うことを提案した画期的な報告です。課題解決を支援するためには、地域の課題を把握し、それを解決するための資料や情報を提供することが必要で、①行政支援、②学校教育支援、③子育て支援、④ビジネス支援（地場産業支援）のほか、⑤医療・健康情報や⑥法律情報の提供などのサービスが行われています。

このため、地域の課題に関する資料の系統的な収集、レファレンスサービスの充実、IT技術の活用、地方公共団体各部局・学校・各種団体などとの連携を提言し、図書館経営の改革（資源配分の見直し、職員の意識改革、サービスの評価など）を求めています。

これ以降、図書館では、この報告を参考に、子どもの読書の振興とともに、地域の課題解決のための新たなサービスに取り組んでいます。このように、図書館は、地域の人々に必要な知識や情報を提供することから、地域における「知の拠点」や「情報拠点」と呼ばれています。

図書館法の趣旨

このような新しいサービスの観点から、改

めて図書館法の条文を見ると、図書館の将来の発展を展望した優れた規定が定められていることがわかります。例えば、第2条第1項の図書館法の目的に関する規定に「教養、レクリエーション」とともに、「調査研究」が定められていること、第3条の図書館サービスに関する規定で、「土地の事情及び一般公衆の希望にそい、更に学校教育を援助し得るよう留意すること」が定められていること、第3号の「図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること」、第7号の「時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること」が定められていることなどです。

これらの規定は、地域において、時事問題、すなわち現在の社会の重要な出来事に関する利用者の学習や調査研究を支援するために、図書館が、図書館資料を提供するだけでなく、資料に含まれている情報を取り出し、参考資料に編集・加工して、利用者へ届けること、それをもとに、図書館資料の利用のための相談に応ずることを求めています。ここには、今日の課題解決支援サービスの原型が示されています。

図書館職員の養成の改善

平成20（2008）年に、図書館法が改正され、司書資格取得のために大学で履修する図書館に関する科目を文部科学省令で定めることが規定されました。平成21（2009）年には、これからの図書館の在り方検討協力者会議から『司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目の在り方について（報告）』が発表され、これにもとづいて、図書館法施行規則（文部科学省令）が改正されました。

これによって、これまで若干不十分であった図書館職員の養成について大幅な改善が行われました。報告では、「図書館に関する科目」

を新たに制定し、単位数の増加と内容の充実を図ることを提案しています。また、これらの科目は、図書館の専門的職員に必要な基礎的知識・技術を修得するためのもので、その後、さらに専門的な知識・技術を身に付けるための入口であること、司書に必要な資質・能力は、資格取得後、図書館業務の経験や研修等による学習を通じて徐々に形成されていくものであることを指摘しています。特に、各大学の判断で、より専門的な科目を開講できるよう、特論の種類を増やすなど科目構成を配慮しています。

司書資格を持つ図書館職員が、これらの科目を履修すれば、司書資格を超えたレベルの学習を行うことができ、より専門的な知識や技術が徐々に普及して、力量が高まり、司書の資質が向上することが期待されます。この点でも、地道な努力の積み重ねが必要です。

今後の課題

この60年間は、図書館関係者が、図書館法の規定の豊かな内容を発見し、一步ずつ実際に実現して行く過程であったと思います。

協力者会議等による報告は、一貫して、図書館法の理念をもとに、図書館が社会とメディアの変化に積極的に適応することを提言してきました。

今後も、社会とメディアの大きな変化が予想されますが、それに積極的に適応することによって、図書館は、その役割を果たしていくことができると思います。今後も、法改正を含めた国の積極的な対応が求められています。

おわりに

図書館法の制定に取り組まれた図書館関係者、図書館法の立案に携われた井内慶次郎氏を始めとする文部省関係者の方々に感謝する

とともに、数十年にわたって、地道な図書館活動に取り組んでこられた図書館関係者の先輩諸氏に心から敬意を表したいと思います。

[以上、p. 30]

(これは、『文部科学時報』No.1619, 2010. 12, 「特集3 図書館法制定60周年 文部科学省生涯学習政策局社会教育課」p. 29-37. のp. 29-30. に掲載されたものと同文である。)